

令和3年第1回自治推進委員会 会議次第

日時：令和3年1月20日（水）

午後3時

場所：東御市中央公民館 講 堂
講義室

市民憲章唱和

1 開 会

2 市長あいさつ

3 市議会議長あいさつ

4 自治推進委員の委嘱

5 出席者紹介

東 御 市 民 憲 章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに歓びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支えあい、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心を持ち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

6 会議事項

(1) 市の事務組織及び行政連絡方法等について

- ア 事務組織及び職員配置について (総務課) 1 ページ
- イ 市報等の文書配布について (企画振興課) 3 ページ
- ウ 市からの情報提供について (企画振興課) 4 ページ

(2) 補助金等について

- ア 区の長期事業計画について (地域づくり・移住定住支援室) 5 ページ
- イ 緑化推進事業について (建設課) 6 ページ
- ウ 市道の除雪及び倒木防止のお願いについて (建設課) 8 ページ
- エ 小規模土木工事について (建設課) 12 ページ
- オ 防犯灯の取扱いについて (生活環境課) 13 ページ
- カ 土地改良補助事業について (農林課) 15 ページ
- キ 多面的機能支払交付金事業による農道修繕について (農林課) 17 ページ

(3) 制度等について

- ア 自主防災組織（消防防災班）の役割について (総務課) 19 ページ
- イ 災害時支え合い台帳の推進について (福祉課) 20 ページ
- ウ 地域活動備品貸出制度について (地域づくり・移住定住支援室) 21 ページ
- エ 地域づくりサポーター制度について (地域づくり・移住定住支援室) 22 ページ

(4) 連絡事項等について

- ア 東御市社会福祉協議会支部長の委嘱について (社会福祉協議会) 別紙
- イ 令和3年執行予定の選挙について (選挙管理委員会) 28 ページ
- ウ 人権啓発学習会開催について (人権同和政策課) 29 ページ
- エ 2021雷電まつり踊り連参加のお願いについて (商工観光課) 30 ページ
- オ 持続可能な公共交通システム構築に向けた取り組みについて (商工観光課) 31 ページ
- カ とうみ気候非常事態宣言による取り組みについて (生活環境課) 32 ページ
- キ 市内における開発事業について (生活環境課) 33 ページ
- ク 地域で取り組む環境保全活動等について (生活環境課) 34 ページ
- ケ 地域猫活動について (生活環境課) 35 ページ
- コ 経済センサス（統計調査）調査員の推薦について (企画振興課) 36 ページ
- サ チャレンジデー参加のお願いについて (文化・スポーツ振興課) 37 ページ
- シ 空き家バンク（空き家等情報登録制度）について (地域づくり・移住定住支援室) 38 ページ
- ス 令和3年自治推進委員（区長等）へ依頼する業務等の年間予定表 (地域づくり・移住定住支援室) 39 ページ

7 質疑・応答

8 その他

9 閉 会

東御市事務組織及び職員配置（令和３年１月１日現在／係長以上）

【電話番号　６２－１１１１（代表）】
（※電話番号等の掲載の無い課・係等や担当業務が不明の場合はこちらにおかけください。）

市　長　　花岡　利夫

〔主　な　業　務〕

副市長　田丸　基廣

総務部長　山田　正仁

秘書課長　井出　政之

秘書係長	課長兼務	秘書全般
------	------	------

総務課長　瀬下　澄仁
TEL64-5876、FAX63-5431

総務係長	織田　秀雄	人事給与、議案の提出、情報公開、文書管理、人事評価、行政組織、栄典・表彰、法規審査、自衛官募集、庁舎管理、災害対策本部
TEL64-5876、FAX63-5431		
財政係長	高橋　則幸	財政計画、予算の編成
TEL64-5901、FAX63-5431		
契約財産係長	大塚　明成	入札及び契約、物品の購入、車両管理、財産管理、車両管理
TEL64-5805、FAX63-5431		
情報推進係長	契約財産係長兼務	電算管理、情報科推進
TEL75-0905、FAX63-5431		
防災係長	大塚　伸夫	地域防災、国民保護
TEL62-0119、FAX63-6119		
消防団係長	防災係長兼務	消防団運営、消防委員会
消防施設係長	石井　誠	消防施設、水防

消防課長　武倉　徳夫
TEL62-0119、FAX63-6119

企画振興部長 小菅 武志

企画振興課長　中村　昌彦
TEL64-5893、FAX63-5431

企画政策係長	掛川　一郎	計画行政、地方創生、ふるさと応援寄付金、広聴、行政改革、土地利用、広域行政
TEL64-5893、FAX63-5431		
広報統計係長	上田　仁史	市報、統計調査、ホームページ、メール配信
TEL64-5806、FAX63-5431		
文化係長	荒井　宗武	文化振興計画、文化施設の指定管理、文化施設運営支援
TEL71-0670、FAX63-5431		
スポーツ係長	小宮山　勇司	スポーツ振興、体育施設管理・運営、湯の丸高原スポーツ交流施設の管理運営、東御中央公園の管理
TEL75-1455、FAX63-5431		
地域づくり・移住定住支援係長	正村　宣広	地域づくり支援、自治推進委員、市民活動支援、移住定住支援、国際交流、空き家バンク
TEL71-6790、FAX64-5610		

文化・スポーツ振興課長　滝澤　嘉紀
TEL71-0670、FAX63-5431

地域づくり・移住定住支援室長　樋沢　聡
TEL71-6790、FAX64-5610

市民課長　坂口　光枝
TEL75-8810、FAX63-6908

市民係長	岩下美代子	戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、死亡届、諸証明の交付、総合案内
TEL75-2007、FAX63-6908		
国保年金係長	山崎　直樹	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療
TEL75-8810、FAX63-6908		
住民税係長	西澤　好美	市県民税、軽自動車税、諸税、所得証明、原付の標識交付・廃車手続
TEL64-5877、FAX63-6908		
資産税係長	安川　祐介	固定資産税、都市計画税、地籍図閲覧
TEL64-5877、FAX63-6908		
収税管理係長	竹内　衣郁	市税・介護保険料の収納管理及び滞納処分、納税証明
TEL64-5877、FAX63-6908		
収納対策センター次長	花岡　清一	市税・税外収入金の滞納対策

税務課長　野村　伸弥
(兼)収納対策センター長
TEL64-5877、FAX63-6908

生活環境課長　高藤　博幸
TEL64-5896、FAX63-6908

生活安全係長	上原　代夫	交通安全、防犯・防犯灯、消費者保護、交通災害共済、狂犬病予防
TEL64-5896、FAX63-6908		
環境対策係長	山浦　晃隆	公害、環境衛生、ISO
TEL64-5896、FAX63-6908		
クリーンリサイクル係長	渡邊　忠信	ごみの収集、ごみ減量化、リサイクル
TEL63-6814		

人権同和政策課長　赤尾　秀彦
TEL64-5902、FAX64-5011

人権同和政策係長	柳沢眞由美	人権擁護施策の計画・推進、よろず相談、地区学習会
TEL64-5902、FAX64-5011		
男女共同参画係長	課長兼務	男女共同参画社会の推進

子育て支援課長　岩下　由美
TEL64-5903、FAX63-2022

子育て支援係長	高野　美奈	子育て支援、支援センター運営、子育て相談
TEL64-5814、FAX64-3128		
保育係長	下條　武志	保育所管理・運営、施設整備事業
TEL64-5903、FAX63-2022		
田中保育園長	春原　和美	保育全般
TEL62-1602		
滋野保育園長	竹内　美衣	保育全般
TEL63-6468		
祢津保育園長	春日井真由美	保育全般
TEL63-6816		
和保育園長	小林　己和子	保育全般
TEL63-6815		
北御牧保育園長	菊池　美和子	保育全般
TEL67-2093		

健康福祉部長 中條万里子
(兼)福祉事務所長

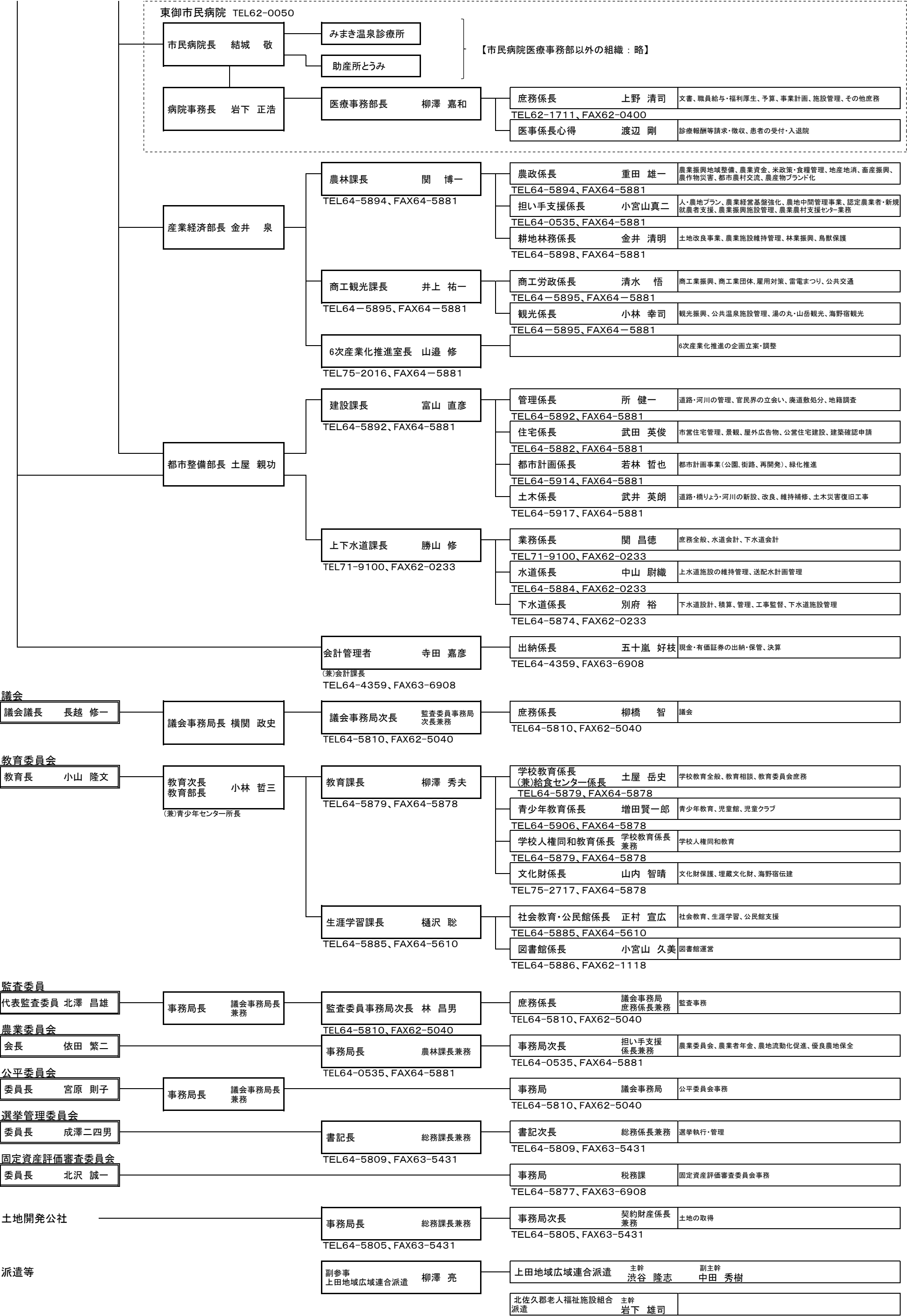
東御市福祉事務所

福祉課長　深井　芳信
(兼)福祉事務所次長
(兼)地域包括支援センター長
TEL64-8888、FAX64-8880

福祉推進係長	安原　武志	民生委員、児童委員、福祉委員、軍人恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
TEL64-8888、FAX64-8880		
福祉援護係長	荒井　秀夫	障がい者福祉、生活保護、母子・父子・寡婦福祉、児童福祉
TEL64-8888、FAX64-8880		
高齢者係長	池田　恵子	高齢者生活支援、生きがい対策、介護保険、マイクロバス運行管理
TEL64-8888、FAX64-8880		
地域包括支援係長	小林　裕次	地域包括支援全般
TEL64-5000、FAX64-8880		

健康保健課長　小松　信子
TEL64-8882、64-8880

保健係長	武井　淳一	母子保健、精神保健、感染症予防、食育推進、献血
TEL64-8882、FAX64-8880		
健康増進係長	土屋佐和子	健康づくり、特定健診
TEL64-8883、FAX64-8880		



市報等の文書配布について

1 配布物

市報とうみ、議会だより、各種団体の会報他

2 令和3年の文書等お届け日（予定）

下記の期日の午後に配布します。

※令和3年4月より、お知らせ版が市報本紙へ統合され、月1回の発行となります。

4月以降は基本1日が配布日になりますが、1日が土日・祝日の場合、直前の開庁日が配布日となりますのでご注意ください。（5月、8月）

※東御市民カレンダーの配布が3月9日（火）（予定）に別途ありますのでよろしくお願いいたします。

1月	15日（金）	5月		9月	1日（水）
2月	1日（月）、16日（火）	6月	1日（月）	10月	1日（金）
3月	1日（月）、16日（火）	7月	1日（木）、30日（金）	11月	1日（月）
4月	1日（木）、28日（水）	8月		12月	1日（水）

3 配布部数の変更の連絡

配布部数に変更が生じた場合は、下記まで連絡をお願いします。

4 市報等受領専用箱の設置

「受領箱」は、玄関先など、分かりやすく、雨が当たらない場所へ設置してください。

※この受領箱は、区長・支区長等（希望者）への貸与物品です。役員交代に伴い、後任者へ引継ぎをお願いします。前任者が受領箱を貸与されていなかった場合は、下記まで連絡をお願いします。

※市報等受領専用箱写真



5 問い合わせ

企画振興課広報統計係（庁舎本館2階）

電話：64-5806

FAX：63-5431

市からの情報提供について

1 緊急情報

(1) 防災ラジオ (FM78.5MHz)

エフエムとうみの放送を通じて、市から発信する緊急防災情報を聴くことができます。市が貸与する防災ラジオには、緊急時、自動的に災害情報等を受信する機能がついていますので、必ず、コンセントにつなげておいて下さい。

なお、ラジオの受信状況が悪い場合は、窓際などに場所を変えたり、付属のT字アンテナを使用し、受信状況の良い場所を探してください。

(2) メール配信@とうみ

携帯電話等の電子メールにより、火災、災害等の情報を配信しています。受信するためには、メールアドレスの事前登録が必要です。

(3) 区長専用の情報発信

区長に対して、災害、その他、緊急を要する行政連絡等がある場合は、区長専用メール配信、またはファクシミリ（市から貸与あり）により発信します。

2 行政情報、イベント情報等

(1) 市報とうみ

【市報】 毎月 1 日発行

【市報お知らせ版】 毎月 16 日発行 ※令和 3 年 3 月 16 日号まで

(2) エフエムとうみ (FM78.5MHz)

ラジオ市報とうみ（行政情報等をお知らせします。）

【放送時間】 7 時 40 分、18 時 40 分

(3) エフエムとうみアプリ（はれラジアプリ）

インターネットを利用してエフエムとうみの放送や文字情報等を受信できます。

(4) とうみケーブルテレビ

行政情報だけでなく、市内のイベントの様態など、市内の番組が視聴できます。

（ホームページでも一部の番組を視聴可能）

(5) 市ホームページ (<https://www.city.tomi.nagano.jp>)

行政情報、イベント情報を発信しています。

(6) SNS

Facebook (<https://www.facebook.com/tomicity.sns>)

Twitter (@tomisnsmaster)

市内のイベント情報等を市内外に発信しています。

3 問い合わせ

企画振興課広報統計係（庁舎本館 2 階）

電話：6 4－5 8 0 6

FAX：6 3－5 4 3 1

緑化推進事業について

市民と行政の協働によるまちづくりの一環として、緑化推進事業を行っています。

1 ふれあい花いっぱい運動（花苗の無料配布）

花苗を希望される区は、別紙「花苗等申込書」に必要事項を記入のうえ、**2月5日（金）**までに建設課都市計画係へ提出してください。（FAX、Eメール可）

○花苗

配布時期：花苗 5月中

配布場所：各区公民館他

花苗種類：サルビア、マリーゴールド、ニチニチソウ、ペゴニア

○堆肥 ※各区5袋まで

配布日時：4月22日（木）12時～15時

配布場所：生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみ

2 緑化推進事業補助金

道路沿線などの花壇づくりに使う花苗・肥料・資材などの購入費用を補助します。交付対象は区、ボランティアなどの公共的な団体です。

補助対象経費	補助率	限度額
花苗、種子、球根、苗木等の植栽物	10分の10以内	新規事業
肥料、支柱、防草剤等の花壇資材	10分の8以内	15万円
花壇設置等に要する機械（事業実施団体の会員の所有物を除く）の借上料	10分の5以内	継続事業※ 10万円

※新たに補助金の交付を受けた団体が2年目以降も続けて緑化推進事業を行う場合

同一団体が季節ごとの花の植替えや別の場所で花植え等を行う場合は、同一年度内に2回まで補助金を受けることができます。この場合、新規・継続にかかわらず、2回の補助金の合計額は15万（2回のうち1回目は10万円を限度）となります。

補助金の交付を受けるには、事前に補助金交付申請の手続きが必要です。

問い合わせ

建設課都市計画係（庁舎別館3階） 電 話：64-5914

F A X：64-5881

E-mail: kensetsu@city.tomi.nagano.jp

緑化推進事業は令和4年度から地域づくり・移住定住支援室が担当となります。

詳細が決まりましたら、順次お知らせします。

令和2年度 花苗配布実績

※昨年度配布した区のみ記載されています。

地区	区 名	サルビア		マリーゴールド		ニチニチ草		ベゴニア	計 ※R3年度 配布上限
		赤	紫	黄	橙	紫	白	桃	
田 中	加沢	36	36	24	24	24	24	24	192
	常田	24	36	24	36	60	48	12	240
	田中	96	96	72	72	72	72	72	552
	県	96	48	60	60	60	60	108	492
	本海野	36	36	36	36	36	36	36	252
	西海野	24	24	24	24	48	48	36	228
	白鳥台	36	36	36	36	36	36	36	252
	城ノ前	48	24	24	24	24	24	48	216
滋 野	赤岩	36	36	24	0	36	36	36	204
	片羽	24	24	24	24	0	0	0	96
	桜井	36	36	36	36	36	36	24	240
	大石	240	144	120	108	60	96	72	840
	中屋敷	60	60	60	48	0	0	0	228
	別府	72	72	48	48	36	36	48	360
	原口	96	72	36	36	24	24	24	312
	乙女平	48	36	108	108	72	72	108	552
	王子平	60	12	60	24	24	24	24	228
祢 津	新張	72	48	72	48	72	48	60	420
	出場	72	72	72	72	72	60	0	420
	金井	84	84	72	72	36	36	36	420
	新屋	204	132	132	120	0	0	0	588
	東町	108	72	48	48	48	48	48	420
	西宮	180	180	180	180	102	102	0	924
	姫子沢	12	0	12	0	12	0	0	36
	祢津南	48	48	48	48	48	48	24	312
	伊勢原	600	0	0	0	0	0	0	600
	鞍掛自治区	24	24	24	0	24	24	24	144
	リト ^ド リーくらかけ	0	36	24	24	24	24	36	168
和	東上田	240	0	96	96	72	72	24	600
	田沢	120	120	120	120	72	72	84	708
	大川	84	84	144	144	60	60	60	636
	栗林	120	60	60	60	0	0	0	300
	海善寺	60	36	36	36	36	36	36	276
	曾根	108	108	96	96	96	96	216	816
	東深井	48	48	48	24	24	24	24	240
	西深井	12	0	12	12	12	12	36	96
	西入	24	24	24	24	24	24	24	168
	日向が丘	36	12	24	24	24	24	12	156
	海善寺北	264	192	168	156	228	192	168	1,368
	睦	168	0	0	84	0	36	36	324
北 御 牧	上八重原	60	60	60	60	60	60	60	420
	田楽平	36	0	36	24	0	36	0	132
	中八重原	216	216	216	216	96	96	192	1,248
	下八重原	240	192	192	156	168	168	72	1,188
	白樺	36	36	48	48	36	36	36	276
	切久保	72	48	60	60	48	36	72	396
	本下之城	36	36	36	36	36	36	36	252
	田之尻	60	60	60	48	48	48	60	384
	宮	48	0	48	48	48	48	0	240
	畔田	156	48	96	96	120	60	132	708
	御牧原南部	96	96	96	96	96	96	96	672
	御牧原北部	120	120	84	84	72	72	72	624
	布下	24	24	24	24	24	24	12	156
	常満	24	24	24	0	24	24	24	144
	大日向	36	36	36	36	36	36	36	252
	光ヶ丘	0	0	24	0	0	24	0	48
	牧ヶ原	24	0	24	24	0	0	0	72

	小計	5,040	3,204	3,492	3,288	2,646	2,610	2,556	22,836
ボランティア	リフレッシュマザーズ	0	0	96	96	0	0	36	228
	柵津小出場PTA	60	60	60	60	36	36	36	348
	大石花とおじさん	120	120	0	0	156	156	288	840
	山崎高齢者クラブ(旧老人会)	96	96	72	72	72	72	72	552
	雷電生家	0	0	0	0	36	36	60	132
	芸術むら公園を愛する会	0	0	0	0	0	0	0	0
	羽毛田工業団地協議会	228	72	192	120	204	228	168	1212
小中学校	田中小学校	180	48	48	48	48	48	0	420
	柵津小学校	168	24	48	0	36	36	36	348
	和小学校	180	36	48	48	36	36	36	420
	滋野小学校	84	36	36	36	36	36	36	300
	北御牧小学校	180	36	36	36	36	36	36	396
	北御牧中学校	0	192	0	0	0	144	72	408
	東部中学校	180	36	48	48	36	36	36	420
保育園	滋野保育園	60	0	72	72	24	24	48	300
	和保育園	36	36	36	36	36	36	24	240
	柵津保育園	72	24	24	24	24	24	24	216
	田中保育園	60	36	48	48	36	36	36	300
	北御牧保育園	36	36	36	36	12	12	0	168
施設共	中央公民館	60	0	36	12	0	12	0	120
	湯ノ丸	72	0	0	0	0	0	24	96
	中央公園	1008	0	0	0	0	0	0	1008
	ケーブル	0	0	24	24	0	0	0	48
	予備	410	256	208	0	72	0	0	946
	小計	3,290	1,144	1,168	816	936	1,044	1,068	9,466
	合計	8,330	4,348	4,660	4,104	3,582	3,654	3,624	32,302

令和3年度 花苗申込書

東御市役所 都市整備部 建設課 都市計画係 行き

区 名 _____

下記のとおり申し込みます。

サルビア（赤）	本
サルビア（紫）	本
マリーゴールド（黄）	本
マリーゴールド（橙）	本

ニチニチ草（紫）	本
ニチニチ草（白）	本
ベゴニア（桃）	本
花苗合計	本

申込締切 2月5日（金）

- ・花苗等の本数は、令和2年度花苗配布実績を参考に記入してください。
- ・花苗は24本/箱での配布となります。苗数は品種毎12の倍数としてください。
- ・肥料（1袋15kg 各区5袋まで）を生ごみリサイクル施設エコクリーンとうみで配布します。

配布日時 令和3年4月22日（木） 12時～15時

<提出先>

建設課 都市計画係

電話：64-5914 FAX：64-5881

E-mail：kensetsu@city.tomi.nagano.jp

市道の除雪作業及び倒木防止のお願いについて

1 除雪について

(1) 市が行う除雪（延長約 144 k m）

概ね積雪 8 cm 以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までに、できる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努める。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施。

(2) 区が行う除雪

概ね積雪 10cm 以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路の安全を確保する。

集落内道路 → 区が契約した業者（個人を含む）等により実施。

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区と業者は除雪路線の委託契約を結び、市は除雪費用に対し補助を行います。要綱に基づき事前の届出が必要ですので、新たに取り組まれる区は建設課管理係へご相談ください。

補助額 = 区が除雪作業に要した委託費用（実績額）の 1 / 2

提出書類（実績報告書、請求書）の様式、記入例を 2 月頃に送付いたしますので、令和 3 年 3 月 31 日までに提出願います。補助金の支払いは令和 3 年 5 月頃を予定しています。

(3) 県と市の相互除雪について

平成 26 年 2 月の大雪を踏まえ、県道や市道など従来の管理区分を超え「緊急時における相互除雪」を行います。県が市道を、市が県道を除雪するといった連携が可能となり、より迅速に通行を確保します。

2 融雪剤散布について

(1) 市が行う融雪剤散布（延長約 80 k m）

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努める。

市内の幹線道路 → 市内業者等により実施。

(2) 区が行う融雪剤散布

集落内道路（凍りやすい箇所） → 区が実施。

1 回あたり 5 袋（1 袋 25kg）を目安として融雪剤を支給します。

【融雪剤支給までの手順】

- ・自治推進委員(区長)は、必要数、希望日時を連絡し、直接取りにお越してください。

連絡先 : 【建設課管理係 電話：6 4－5 8 9 2】

配布場所： 東御市役所別館及び北御牧庁舎

(取りに来て頂く方は自治推進委員(区長)でなくても構いません。)

3 砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」(市内 54 箇所)が各所設置してありますので、ご活用ください。

4 小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。

(「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照)

希望のある区は早めに連絡をお願いします。

- (1) 小型除雪機の入補助 → 購入費の 1 / 2 (限度額 15 万円)
(自走式のロータリー等)
- (2) 除雪板等の購入補助 → 購入費の 1 / 2 (限度額 15 万円)
(トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等)
- (3) 小型除雪機等の修繕補助 → 修繕費の 1 / 2 (限度額 5 万円)

5 倒木防止について

降雪の時節を迎え、雪の重みが原因により、道路に張り出した枝や倒木で、交通に支障をきたす事例が発生しています。

これらは、張り出した枝の剪定や樹木の伐採により未然に防げるものです。

市報等で、適正な管理についてお願いしてまいりますので、ご承知ください。

6 アスファルト合材の配布について

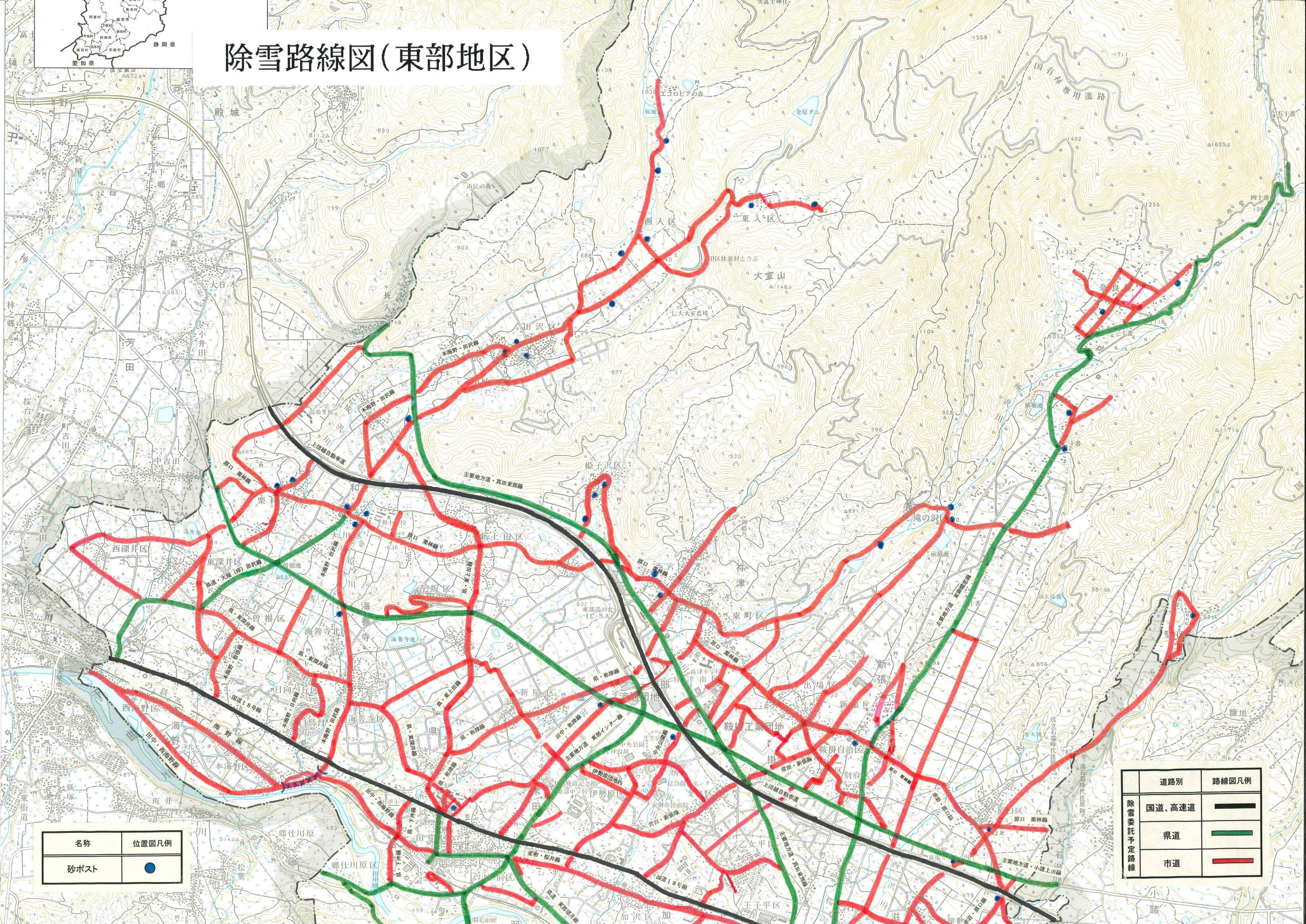
市では、道路パトロールや、市民の皆様に寄せていただく情報により、市道の傷みや破損箇所をアスファルト合材にて補修対応しています。

道路の補修に関しご協力いただける区へ合材を配布しておりますので建設課管理係までお問い合わせください。(配布数の目安：1 回 3 袋 (1 袋 30 k g))

7 問い合わせ

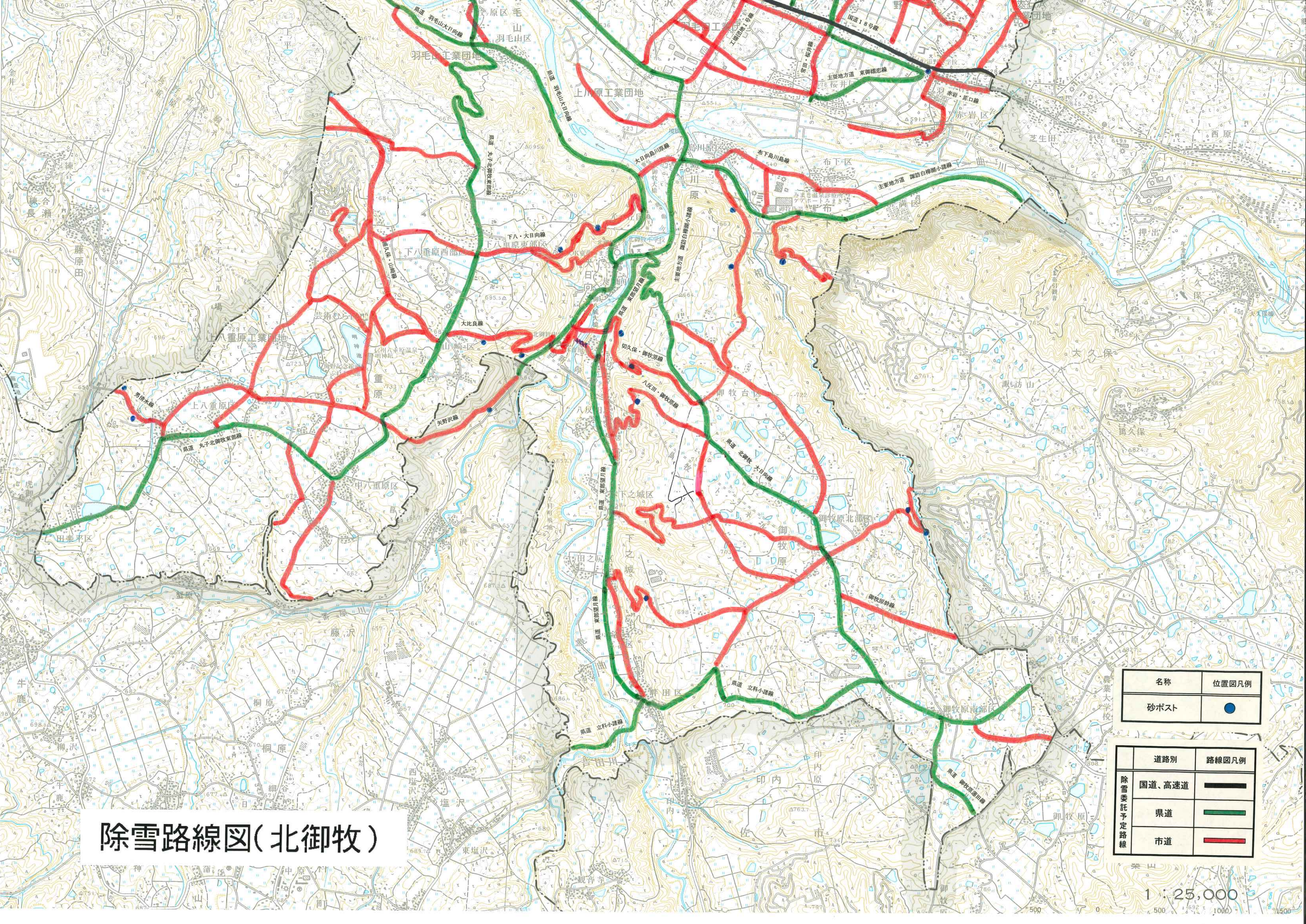
建設課管理係 電話：6 4－5 8 9 2

除雪路線図(東部地区)



名称	位置図凡例
砂ポスト	●

道路別	路線図凡例
除雪委託予定路線	
国道、高速道	—
県道	—
市道	—



除雪路線図(北御牧)

位置図凡例	
名称	砂ポスト
路線図凡例	
道路別	路線図凡例
除雪委託予定路線	国道、高速道
	県道
	市道

1 : 25,000

小規模土木事業について

1 事業の目的

安全性、機能性、また利便性などを損なっている公共土木施設を整備し、安全・安心な暮らしやすいまちづくりをしていくことを目的とします。

2 対象事業・内容

名 称	内 容
道路改良及び維持修繕事業	・市道認定路線を 4m 以上にする工事、待避所の設置 ・市道認定路線の舗装新設・修繕
河川及び水路改修事業	・河川及び排水路の改修・整備（用水路は除く） ・道路側溝の新設・改修
交通安全事業	カーブミラー、ガードレール、区画線、グリーンベルトの設置・修繕

3 実施手順

項目・実施時期	内 容
① ヒアリング 6 月	事業計画書を基にご要望をお聞きします。ヒアリングまでに事業計画書の作成をお願いします。なお、ご要望箇所については必要最小限をお願いします。
② 現地立会い 10～11 月頃	上位要望箇所にて現地立会いをお願いします。要望の詳細および、現地状況を確認させていただきます。
③ 工事箇所内示 翌年度 4 月	工事の実施が決定した区に実施箇所をご連絡します。
④ 工事 翌年度 5～3 月	年度内に工事が完了するよう順次発注していきます。工事は市が発注します。用地など区内の調整をお願いします。

4 特記事項

- ・ 当該年度における工事費は、1 箇所につき 300 万円以内となります。区の工事費負担はございません。
- ・ 現地立会いでは、優先順位の高い箇所を各区 1、2 箇所を確認させていただきます。
- ・ 例年、数多くの事業を要望していただいておりますが、全てのご要望にお答えできないことから、土木事業については再度精査していただき、優先順位の高い箇所のみ必要最小限とさせていただきますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- ・ 用地買収が必要となる事業は、予め地権者に用地の提供（ご協力及び相続等の処理）が可能か確認をお願いいたします。事業計画書には用地の了解が得られた箇所を記載してください。
- ・ 土地の買収単価や物件補償額につきましては、市の基準により算定いたします。

5 問い合わせ

建設課 土木係 電話：0268-64-5917

防犯灯の取り扱いについて

1 防犯灯の管理区分

	区	市
電気料金	区内（集落内）防犯灯の電気料金を負担	集落間防犯灯の電気料金を負担
日常管理・修繕・新設	区内（集落内）防犯灯の管理、修繕・新設等の費用を負担	集落間防犯灯の管理、修繕・新設等の費用を負担

※区内（集落内）防犯灯の修繕、新設等については、下記のとおり防犯灯設置事業補助金を活用できます（事業費が 10,000 円以上のものに限ります）。

2 防犯灯設置事業補助金について

（1）補助金の対象となるもの

- ① 内示となった区の長期事業計画ヒアリングに基づく事業要望箇所。
（原則として新設の場合は付近 50m 以内に他の防犯灯が無いこと。）
- ② 緊急的に設置や修繕が必要であると認められるもの。

（2）補助率

防犯灯の設置等費用の低減化に伴い、令和 3 年度から補助率を改定します。

補助対象		補助率	補助限度額	
LED 防犯灯	(1) 新設（器具単体）、修繕、移設、 蛍光灯式等から LED 灯式への更新	1/2	1 基に つき	15,000 円
	(2) (1)に防犯灯柱の工事を伴うもの			50,000 円
防犯灯の撤去				

（3）補助金の申請から交付までの流れ

①施工業者選定・見積依頼

複数基の修繕等を行う場合、1 基ごとの金額がわかる見積書をご用意ください。

②補助金等交付申請書の提出

【添付書類】見積書、設置位置図（住宅地図、略図）、防犯灯の製品カタログ等
→市で書類の受付・審査後、補助金等交付決定通知を送付します。

③発注・着工

交付決定後に着工して下さい。事前着工の場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

④実績報告書の提出（工事完了後）

【添付書類】領収書（写し）、設置後の写真

→市で書類の受付・審査後、補助金等確定通知を送付します。

⑤補助金等交付請求書の提出

→確定した補助金額をお支払いします。

（４）その他

- ・長期事業計画以外の緊急性のある防犯灯修繕については、担当課へ事前にご相談ください。
- ・球切れ等不具合のある区内防犯灯は、お早めの修繕をお願いします。
- ・定期的に区内防犯灯柱の腐食等の不具合を確認し、倒壊等の事故が起きないようにお願いします。
- ・集落間防犯灯（市管理）で不具合等のある場合は担当課へご連絡ください。

3 問い合わせ

生活環境課生活安全係（庁舎本館１階） 電話：６４－５８９６

土地改良補助事業について

1 事業の概要

農業基盤を整備して農業生産の向上を図るため、区や土地改良区、水利組合等が事業主体となって行う農業用施設及び農地を対象とする土地改良事業に対して、補助金の交付を行っています。

2 補助金交付対象事業

事業の種類	採択基準		補助率 (%)
農業用排水施設整備事業	農業用排水施設（畑地かんがいを含む。）の新設、改良又は整備に要する経費		65 以内
農道整備事業	一定の計画に基づいて行う農道の 新設又は改良事業に要する経 費（用地費については別に定め る額の範囲内とする）	幅員 4m 以上	70 以内
		幅員 2.5m 以上 4m 未満	55 以内
農道舗装事業	農道舗装に要する経費	幅員 1.8m 以上	70 以内
原材料支給事業	原材料（資材）に要する経費	生コン、碎石等	70 以内

※補助金の対象となる事業は、1 件の事業費が 5 万円以上、限度額は 300 万円です。

（複数年に分けて同一箇所を実施する場合でも 1 件の事業と見なし、事業費の限度額は 300 万円です。）

※上記以外に農地防災事業及び災害復旧事業、小規模土地改良事業があります。

※農道的に使用していても市道認定されている場合は本補助金の交付対象とはなりません。（対象道路の確認はその都度農林課又は建設課にお尋ねください。）

3 事務手続きについて

下表黒枠太線部が本年の自治推進委員（区長）の皆様にお願ひする箇所です。

	①R2 年度工事	②R3 年度工事	③R4 年度以降工事
ヒアリング	R1 年 6 月	R2 年 6 月	R3 年 6 月以降
内内示	R2 年 1 月	R3 年 1 月	R4 年 1 月以降
内示、工事	R2 年 4 月～R3 年 3 月	R3 年 4 月～R4 年 3 月	R4 年 4 月以降

① R2 年度工事

R2 年 4 月に内示を出した工事です。完了していない工事がある場合は、3 月までに工事を完了するよう進めてください。（事務手続きは、「②R3 年度工事」を参照してください。）

② R3 年度工事

(1) 実施箇所の内内示（1 月）と内示（4 月）

2 月に内内示を出し、その後 4 月に改めて内示を出し実施計画箇所の書類一式を郵送します。

【書類：補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書、市単土地改良事業補助金請求書】

(2) 施工業者の選定・補助金等交付申請書の提出

- ア 区で施工業者を選定し、計画図等の作成、工事費の見積りを施工業者に依頼してください。
- イ 事業効果が最大となるよう、工事の開始時期（工期）は各区で決定してください。
- ウ 工事開始前（着工1ヵ月前を目安）に補助金等交付申請書に添付書類を添えて提出してください。【添付書類：位置図、現況写真、計画図、見積書の写】

(3) 工事の着手

市から補助金交付決定通知書が届きましたら、区と施工業者で契約を締結し着工してください。また、工事を進めていく中で、工事内容の変更等により事業費の増減がある場合は、早めに農林課耕地林務係へご相談ください。

(4) 補助事業等実績報告書の提出

工事が完了しましたら、添付書類を添えて補助事業等実績報告書を提出してください。
【添付書類：位置図、工事写真、出来型展開図、請求書の写】

(5) しゅん工検査

工事のしゅん工検査を行います。自治推進委員（区長）さんの立会いをお願いします。
しゅん工検査に合格しましたら、市単土地改良事業補助金請求書に振込先を記入し、通帳の写しを添えて提出してください。

(6) 補助金の振込

後日、補助金の振り込みを行いますので、ご確認をお願いします。
なお、施工業者への支払いは区（発注者）からお願いします。

※工事が年内に完了しない場合、上記（4）以降の手続きは翌年の自治推進委員（区長）さんをお願いすることになりますので引継ぎをお願いいたします。

③ R4 年度以降工事

(1) ヒアリング調査（6月）

次年度以降に区で計画する市単土地改良補助事業の要望についてお聴きします。
区内で十分協議を行い、事業の優先順位を付けてヒアリングに臨んでください。

(2) 現地確認（10月～11月）

各区の優先順位が高い箇所について、自治推進委員（区長）さんと一緒に現地確認させていただきます。

(3) 実施箇所の内内示（1月）

現地確認の結果を基に、工事内容、緊急性、必要性等を考慮し精査のうえ、内内示通知書を郵送します。

4 問い合わせ

農林課耕地林務係（庁舎別館2階） 電話：64－5898

多面的機能支払交付金事業等による農道修繕について

1 事業の概要

農用地・水路・農道等の地域資源の適切な保全管理を目的とした多面的機能支払交付金事業（以下、「多面的」という。）に取り組む区におきまして、集落に隣接する道路の修繕を促進するため、各区から希望のあった道路を農道認定し、交付金を活用して修繕を実施します。

2 事業の内容

- （１）対 象 の 区：多面的活動組織と連携し、交付金を活用して農道の修繕に取り組むことができる区
- （２）対象の道路：農道認定された農道

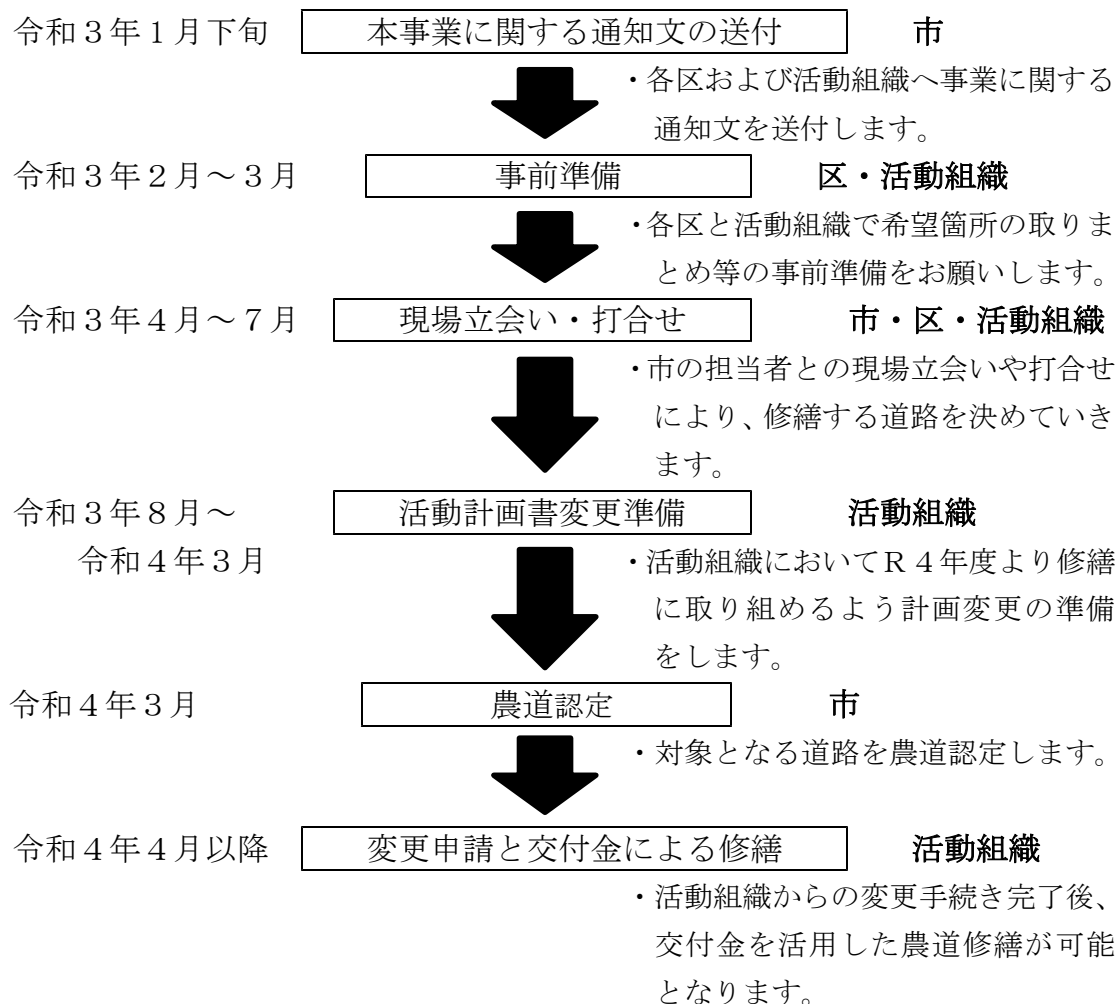
○多面的で修繕に取り組むことができる区

No.	区名	多面的活動組織
1	加沢	加沢みどりの会
2	片羽	片羽地域多面的環境保全委員会
3	桜井	桜井区環境保全委員会
4	大石	大石地域環境保全委員会
5	中屋敷	中屋敷環境保全委員会
6	原口	令和３年度より実施予定
7	新張、滝の沢、奈良原	横堰湯の丸高原の里守る会
8	金井	金井農用地環境保全会
9	東町	東町歌舞伎町の里を守る会
10	姫子沢	令和３年度より実施予定
11	東上田	東上田農地多面的機能保全会
12	田沢	田沢地域多面的環境保全委員会
13	曾根	曾根地域資源保全会
14	西深井、東深井	深井地区多面的機能活動組織
15	栗林	栗林多面的環境保全会
16	上八重原、田楽平、芸術むら	環境保全委員会（上八・田楽）
17	中八重原	中八環境委員会
18	下八重原	下八の清流と環境保全委員会
19	切久保	切久保水土里会

20	八反田	八反田環境委員会
21	本下之城	本下農地水保全管理委員会
22	畔田	畔田環境保全委員会
23	御牧原南部	南部農地・水保全管理委員会
24	御牧原北部	北部区農地水保全の会
25	布下	布下環境整備の会
26	島川原	島川原の自然と里を守る会

※区につきましては、代表的な区を記載しております。一部、区の境界をまたいで活動している組織もあるため、隣接する区において多面的の協定農用地に該当する場合は活動組織と協議願います。

3 今後のスケジュールについて



4 問い合わせ

農林課耕地林務係（庁舎別館2階）

電話：64-5898

自主防災組織（消防防災班）の役割について

配布資料：自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル

1 自主防災組織の必要性

普段から顔を合わせている地域の人々が集まって防災活動を組織的に取り組むこと【共助】が重要です。（マニュアル：1ページ）

2 自主防災組織の役割

日頃の安全点検や訓練の実施、災害時には避難所の運営や初期消火、救助・救護などの重要な役割を担っていただきます。（マニュアル：2ページ）

消防防災班の編成と活動内容は、マニュアル4ページのとおりです。

3 男女双方の視点による防災対策

男性だけでなく、女性も主体的に役割を担い、男女のニーズの違いや双方の視点に配慮した取り組みが求められています。（マニュアル：3ページ）

4 要配慮者への支援

高齢者や障がい者など災害時に弱い立場に置かれる人たちが安心して暮らすことができる地域づくりの実現に取り組んでいただきます。（マニュアル：7ページ）

5 消防団との連携

地域防災の両輪となる消防団との連携は、地域防災力の向上に必要不可欠です。（マニュアル：9ページ）

6 地域防災マップ作成の取り組み

県の「地区防災マップ作成支援事業」を活用し、地域住民が自らの地域の危険個所や安全な避難方法を話し合い、災害時に活用できる地域独自の防災マップを作成しています。【例：大日向地区防災マップ】

■ マップ作成の流れ

①事前講習会 ⇒ ②住民懇談会（3回程度） ⇒
③地域へ周知 ⇒ ④マップを用いた訓練の実施

7 令和2年度長野県総合防災訓練DVDの配布について

東御市を会場に行われました訓練の様子を収めたDVDです。コロナ禍における避難所の開設及び運営につきまして、各区の取り組みの参考としていただくとともに、区内への周知により地域防災力の向上にもご活用ください。

8 問い合わせ

総務課防災係（東御消防署内） 電話：62-0119

災害時支えあい台帳の推進について

台風の接近などにより災害のおそれがある場合、要配慮者（高齢者や障がい者等で、自力での避難が困難で援助を必要とする方）にとって区の皆さんは心強い存在です。

東御市と社会福祉協議会では、要配慮者に安全・迅速に避難していただくため、「災害時支えあい台帳・支えあいマップ」を東御市全区で作成いただくよう推進しております。

今後の災害発生時に備え、未作成の区におかれましては「災害時支えあい台帳・支えあいマップ」の作成をお願いいたします。

また、既に作成されている区におかれましては、「災害時支えあい台帳・支えあいマップ」の更新及び活用方法・連絡体制の確認をお願いいたします。

《 災害時支えあい台帳、支えあいマップとは 》

○災害時支えあい台帳

災害発生時や災害のおそれが高まった時の避難に備えて、要配慮者を登録した台帳

○支えあいマップ

災害時支えあい台帳に登録した要配慮者の自宅を表示した地図

《 台帳等の作成・運用単位 》

災害時の避難支援は、日頃からの地域の助けあいを中心とした「共助」の精神が基本となります。日頃の隣近所や地域ぐるみの絆が大切となるため、この災害時支えあい台帳・支えあいマップを作成いただき、各区（自治会）での活用方法・連絡体制の確認をお願いいたします。

《 台帳等の作成状況 》

東御市 67 区中 作成済 53 区 作成中 1 区

地区名	区数	作成済	作成中
田 中	8	7	1
滋 野	10	7	0
祢 津	14	8	0
和	14	13	0
北御牧	21	18	0
合計	67	53	1

《 台帳作成の支援・補助 》

市福祉課と社会福祉協議会がご相談をお受けし、すでに実施している区のケースを案内しながら、登録台帳づくりに向けての支援等を行います。また、台帳づくりの活動は社会福祉協議会の「おらほの地域福祉づくり事業」として、3万円を限度とした助成金の対象となります。

問い合わせ先	福祉課 福祉推進係	電話 64-8888
	東御市社会福祉協議会	電話 62-4455

地域活動備品貸出制度について

1 備品貸出制度

市では、区または公共的活動を行う団体等が、地域の活性化に資する活動や、道路・河川の清掃、草刈り作業、不法投棄物処理等の作業を行うにあたり、トラックや備品の貸出しを行っています。

2 貸出備品

備品項目	貸出数量	使用内容
軽トラック	1	作業全般
軽トラックダンプ式	1	作業全般
2 t トラック	1	土・日曜日、祝日のみ貸出し
刈払機	10	草刈作業
ウッドチップパー自走式	1	剪定枝の粉砕処理
チェンソー	2	支障木伐採処理
脚立	2	支障木伐採処理
高枝切機（エンジン式）	2	支障木伐採処理
高枝バサミ	2	支障木伐採処理
小型一輪車	5	土木・グランド整備作業
土木用鉄レイキ	5	土木・グランド整備作業
エンジンポンプ	1	花壇等散水
小型管理機	2	花壇等管理
プロジェクター	1	地域づくり活動
スクリーン	1	地域づくり活動
ポータブルアンプ	1	地域づくり活動

※機械類等の燃料は使用団体の負担になります。

3 貸出対象者

市内において公共的活動を行う区・自治区及び公益法人またはこれに準ずる団体です。

4 申込方法

貸出しを受けようとする日の1ヶ月前から7日前までに、所定の申請書類を提出してください。※公用車貸出しの場合は運転免許証のコピーが必要です。

5 問い合わせ

地域づくり・移住定住支援室（中央公民館2階） 電話：71－6790

地域づくりサポーター制度について

1 地域づくりサポーター制度

市では、地区・区が行う地域づくり活動を支援し、地域の活性化及び協働のまちづくりを進めるため、市職員を地区・区支援担当者（サポーター）として任命しています。

2 サポーターによる支援

サポーターは、次の事項を支援します。

- ① 市と地区・区の連絡、調整
- ② 地区・区の問題、課題の解決策の検討
- ③ 地区・区が行う地域づくり活動の企画、実践

【支援事例】

- ・市の補助金等の制度に対する情報提供、担当窓口との連絡調整
（申請書の作成や具体的な調整事務を行うものではありません。）
- ・各種事業に関する予算措置状況についての担当課との連絡調整
- ・自治活動、地域づくり活動への助言と情報提供
- ・区の長期事業計画の検討会等への参加
（ただし、区の会計や庶務など、区役員の事務を手伝うものではありません。）

3 活用方法

- (1) サポーターの支援を必要とする場合は、地域づくり・移住定住支援室または担当サポーターに依頼内容を伝えてください。
- (2) サポーターは、依頼内容に応じて、コミュニティ活動に対する情報提供や担当窓口との調整等の支援をします。

4 サポーター名簿

次ページ以降の地域づくりサポーター名簿をご覧ください。

5 問い合わせ

地域づくり・移住定住支援室（中央公民館 2 階） 電話：7 1－6 7 9 0

令和３年執行予定の選挙について

令和３年には、次のとおり「参議院議員補欠選挙（長野県選挙区）」「衆議院議員総選挙」が予定されていますので、ご多用のところ恐れ入りますが、選挙執行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

１ 令和３年執行予定の選挙

選挙名	任期満了	告示日 (公示日)	投票日	期日前投票 期間
参議院議員補欠選挙	令和７年 ７月28日	令和３年 ４月８日	令和３年 ４月25日	投票日前 16日間
衆議院議員総選挙	令和３年 10月21日	未定	未定	投票日前 11日間

- ※１ 衆院選の投票日は、任期満了前 30 日以内のいずれかの日曜日の見込みです。
解散による総選挙の場合は解散日から 40 日以内の日曜日となる見込みです。
- ２ 立候補者が選挙すべき人数を超えない場合は、無投票となります。

２ 依頼事項

次の事項を、文書等により依頼させていただきます。

(1) 投票管理者等の推薦について

投票の管理・立会を行う方の推薦をお願いします（27 投票所）。

- ・投票管理者…各投票所に 1 名
- ・投票管理者職務代理人…各投票所に 1 名
- ・投票立会人…投票所の選挙人数により 1～4 名程度

※複数の区で一つの投票所を設けている場合は、該当区で調整をお願いするようになります。

(2) 公民館の借用について

公民館を投票所として使わせていただいている区については、借用をお願いします。

(3) 選挙公報等の配布について

選挙公報等の選挙関連文書の配布をお願いします。なお、市報等の文書配布日とは別にお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

３ 問い合わせ

東御市選挙管理委員会事務局（庁舎本館 2 階・総務課内）電話：6 4－5 8 0 9

人権啓発学習会開催について

市では、全ての人が尊重されるまちを目指し、地域での人権同和教育の推進をしていくために人権啓発学習会を開催しています。

様々な人権問題に一人ひとりが関心を持ち、正しい理解とより深い認識を持っていただくことが偏見や差別をなくすことにつながります。

令和3年度は、人権啓発映画『ほんとの空』を観賞し、アンケート等を実施する方法で行います。本来は、各地区を巡回して行うところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記のとおり複数の区を対象に地区公民館等を会場に開催いたします。

1 開催日と開催地区（予定） 「開催時間 19:00 ～ 20:30」

開催日	地区	該当区	会場
6月15日（火）	北御牧	上八重原、田楽平、中八重原	北御牧公民館
6月16日（水）	〃	下八重原、芸術むら、白樺	〃
6月17日（木）	〃	切久保、八反田、本下之城	〃
6月22日（火）	〃	田之尻、宮	〃
7月13日（火）	田 中	加沢、常田、田中	東部人権啓発センター
7月14日（水）	〃	県、本海野、西海野	〃
7月15日（木）	〃	白鳥台、城ノ前	〃
10月13日（水）	祢 津	新張、奈良原、出場	祢津公民館
10月14日（木）	〃	新屋、東町、西宮	〃
10月19日（火）	〃	姫子沢、滝の沢、横堰	〃
10月20日（水）	〃	祢津南、伊勢原、金井	〃
10月21日（木）	〃	リードリーくらかけ、鞍掛自治区	〃

※ 2年に一度各区で開催しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止としました。令和3年度は、田中地区、祢津地区、北御牧地区（上八重原～宮）で開催します。

（令和4年度は、滋野地区、和地区、北御牧地区（畔田～牧ヶ原）で開催する予定です。）

2 参加人数及び参加者の取りまとめ

三密（密閉・密集・密接）を避けるため、各区10名程度のご参加をお願いします。なお、参加者の取りまとめを、開催日の一か月前に各区の分館長にご依頼します。お手数をおかけしますがご報告をお願いします。

3 開催方法

従来、区及び分館が中心となって、映画観賞と話し合いを主とした学習会を開催していましたが、感染症拡大防止の観点から、映画観賞の後、人権同和教育指導委員の解説と、参加者にアンケートを行う方法とさせていただきます。

4 問い合わせ先

人権同和政策課 人権同和政策係（東部人権啓発センター内） TEL：64－5902

2021 雷電まつり踊り連参加のお願いについて

1 雷電まつりについて

雷電まつりは「市民の総参加・総和楽」の精神の下、地域住民のふれあいを育むことを目的として例年8月の第一土曜日に開催していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年（2020年）は中止とさせていただきました。

今年（2021年）は、例年ですと8月7日（土）が開催予定日ですが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況や、東京オリンピックなどの国内行事の影響により、場合によっては中止や日程変更等を想定せざるを得ない状況であることから、今後のスケジュール等を、次のとおりご案内させていただきますので、地域の夏まつりを楽しみにしている多くの市民が、踊り連へ参加いただけますよう、ご配慮をお願いいたします。

2 今後のスケジュール等（予定）

(1) 開催日等について

遅くとも5月上旬頃までには「開催の是非」、「開催方法」、「開催日」などを決定し、ご案内させていただく予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、後ろにずれ込む場合もございます。あらかじめご了承ください。

(2) 参加申し込みについて

6月上旬頃に、各区へ「参加のご案内」、「参加申込書」などをお送りしますので、参加申込書に参加の有無や参加人数等を記入していただき、6月下旬までに提出してください。

(3) 踊り講習会について

7月上旬より、東御市第一体育館及び北御牧ふれあい体育館において「踊り講習会」を全4回開催いたします。日程の詳細は、参加申込書の送付に併せてご案内いたしますので、多くの皆様のご参加をお願いいたします。（踊りインストラクターの各区への派遣は行っておりません。）

(4) その他

ア 当日は、区や団体等に所属していない方でも参加可能な【飛び入り連】を設けています。区で参加が難しい場合はこちらにぜひご参加ください。

イ 今年も例年どおり特別賞（前は12団体受賞）を用意する予定です。

ウ その他、詳細については、下記までお問い合わせください。

3 問い合わせ先

商工観光課 商工労政係（庁舎別館4階）

TEL 0268-64-5895

FAX 0268-64-5881

持続可能な公共交通システム構築に向けた取り組みについて

1 地域公共交通の課題

- (1) デマンド交通、定時定路線バスともに、利用者が減少。
- (2) 市から運行事業者の市商工会に対しての補助金は増加傾向。
- (3) 地域の公共交通事業者は運転手不足などから、路線の運行継続が難しくなる状況も出ている。
- (4) 公共交通の充実を求める根強い声（まちづくりアンケート、若者 Web アンケート）

2 目指す姿・目標

誰もが利用しやすい持続可能な公共交通システムの構築

3 課題解決と目標の実現に向けた取り組み

市と地域との協働の取り組みとして、課題解決を図っていきます。

- (1) 移動に関する市民ニーズの把握

ア 公共交通利用者への聞き取り調査や市民アンケートなどの実施

イ 地域公共交通市民懇談会の開催

これまでのアンケートや実証実験等の結果を市と市民で共有し、今後の公共交通のあり方や方向性を話し合います。

- (2) 実証実験の実施

デマンド交通と異なり予約不要なバスを運行し、利用状況や既存の交通機関への影響等を検証するとともに、インターネット技術を活用した公共交通の利便性の向上や地域経済の活性化を促すサービスを提供し、市民の移動の活性化につながるかを検証します。

- (3) 地域公共交通計画の策定

(1) 及び (2) の取り組みを踏まえ、市の公共交通の方針を定める「地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通システムの構築につなげていきます。

4 今後の予定

	R2年度			R3年度	R4年度
	1月	2月	3月		
ニーズ調査等（アンケートを含む）	●————→	●————→	●————→	●………→	●………→
公共交通実証実験（第2期以降）	●————→	●————→	●————→	●……→	
地域公共交通市民懇談会（5地区）				●————→	●————→
地域公共交通計画策定				●————→	●————→

※ 4月以降の実証実験は、実際の運行を見据えて、実効性が高いと推測される形態等を検証するために実施するものです。

5 問い合わせ

商工観光課 商工労政係（庁舎別館4階） 電話：64－5895

とうみ気候非常事態宣言による取り組みについて

気候変動は、豪雨の頻度の増加、海面水位の上昇、生態系の改変及び食料不足など、私たちの暮らしに甚大な影響が生じることになる極めて深刻な問題となっています。

東御市では、気候変動問題を「気候危機」と捉え、私たち一人ひとりが気候変動対策に向き合い、豊かな自然環境を守り、未来を生きる世代に繋げていくために行動をしていく必要があることから、令和2年12月8日に気候非常事態を宣言いたしました。

1 市の取り組みについて

(1) とうみ気候非常事態宣言の周知

広報・ホームページ・SNSでの発信、各地区公民館及び各区公民館へ宣言書と第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画（概要版）の配布及び掲示等依頼、学校・事業所へ宣言書の配布及び啓発依頼

(2) 地の利を生かした再生可能エネルギーの利用の促進

地球温暖化対策推進による補助金の交付（家庭用定置型蓄電池、太陽熱高度利用システム、木質バイオマスストーブ）
公共施設への太陽光発電設備の積極的導入

(3) 環境学習やCO²排出削減など環境活動の取り組み

エコドライブ講習会、防犯灯LED照明の導入促進、電気自動車購入補助金の交付、とうみエコライフDAYの実施

(4) 自家用車の利用低減など脱炭素に向けた地域環境整備

デマンド交通利用の促進、市内緑化の促進

(5) ごみの減量、資源化を徹底した循環型社会の構築

生ごみリサイクルシステムの定着化及びゴミ分別ルールの徹底、雨水貯留槽設置補助金の交付

2 区への対応依頼について

区民の皆様には、気候が非常事態であることに危機感を持ち、各家庭での省エネルギーの徹底をはじめとする第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、行動していただきますようご協力をお願いいたします。

(1) 区民への周知

「とうみ気候非常事態宣言書」を公民館へ掲示していただき、また、それぞれの立場にあった具体的行動が記載されている第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画（概要版）を公民館において、区民の皆さんが閲覧出来るようご配慮をお願いいたします。

3 問い合わせ

生活環境課 環境対策係（庁舎本館1階） 電話：64-5896

市内における開発事業について

1 開発事業に係る届出について

「東御市環境をよくする条例」では、市内における開発事業について、市への届出を義務付けています。事業者は、事業着手前に、区等の長及びその周辺利害関係者に対し、事業計画を説明するとともに、計画の確認または同意を得たことがわかる書面を届出書に添付することとしています。

※太陽光発電施設については、別冊「太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン」に判断基準等を掲載していますのでご確認ください。

2 区等の対応について

事業者から開発事業を行いたいと申出や相談があった場合には、以下の事項を参考に対応をお願いします。

（１）事業計画の確認について

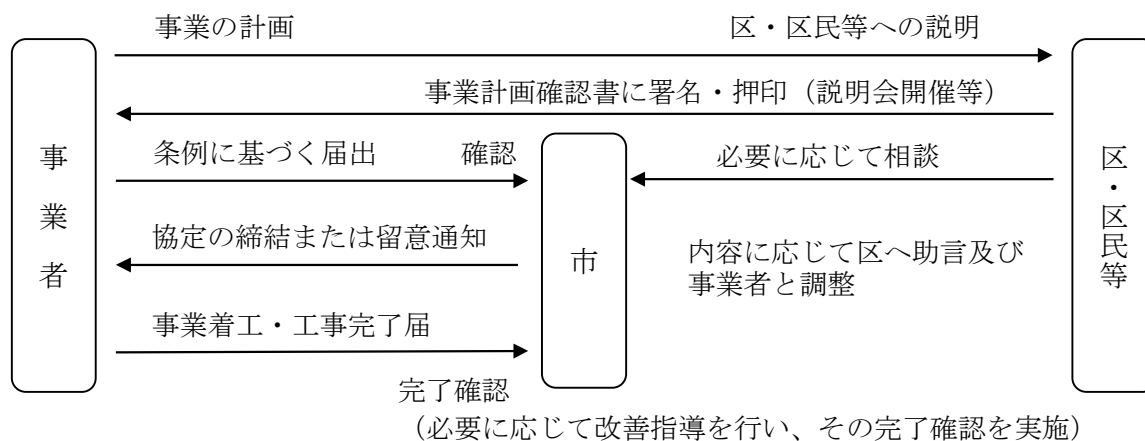
- ① 事業者、施工業者が明確になっていますか。
- ② 位置図、配置図はありますか。
- ③ 隣地及び周辺に災害の危険はありませんか。また安全対策は明確ですか。
- ④ 雨水排水処理計画書はありますか。
- ⑤ 工事工程表はありますか。
- ⑥ 管理体制図（緊急対応図など）はありますか。

（２）事業概要の区民への周知について

- ① 区民への周知に際し、区役員または区民への説明を行いましたか。
必要に応じて、事業者へ説明会の開催を要請してください。
- ② 説明会での区民等の意見は、最終計画に反映されましたか。

内容に問題がなければ、事業計画確認書（市様式）に署名・捺印をお願いします。どのように対応すればよいか迷う場合は、市生活環境課へご相談ください。

3 開発事業の計画から完了までの流れ



4 問い合わせ

生活環境課 環境対策係（庁舎本館 1 階） 電話：6 4－5 8 9 6

地域で取り組む環境保全活動等について

「東御市環境をよくする条例」では、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民・事業者・市の責務を定め、それぞれ協力し、環境保全に取り組むこととしています。

自治推進委員（区長）及び環境推進委員長の皆様には、この1年、地域が主体的に行う環境保全活動等のリーダーとして、実情に応じた環境美化の推進をお願いします。

1 「東御市まちをきれいにする月間」について

市では6月の「環境月間」を「まちをきれいにする月間」と位置づけ、全市的な環境保全活動を展開します。

詳細につきましては、4月下旬に開催する「まちをきれいにする月間に係る説明会」にて行う予定です。別途ご通知いたしますのでご承知おきください。

2 特定外来生物（植物）等の駆除について

市内各所でアレチウリなどの特定外来植物等の繁茂が目立っています。

これらは在来種を駆逐し、地域本来の自然環境を乱すとともに、景観悪化や交通の支障等を招きます。各区での駆除をお願いします。

詳細につきましては、上記月間の説明会にて説明を行う予定です。

3 ごみの不法投棄、違法な野焼き（野外焼却）の防止

ごみの不法投棄と野焼きは、個人のモラルが問われる問題ですが、区内でごみの分別と出し方のルールを再確認するとともに、不法投棄と違法な野焼きに対し「市民全員が監視者」となり、きれいなまちをめざしましょう。

不法投棄への対応について

悪質で事件性の高い不法投棄は、市及び警察で調査をしますので、現場には手を付けずに、市生活環境課まで通報してください。

なお、投棄者不明の場合は土地所有者又は管理者による処理が原則です。所有者等が不明の場合は市へご相談ください。

野焼き禁止の例外について

農業を営む上でやむを得ない野焼きや軽微な落ち葉焚きなどは野焼き禁止規定の例外ですが、住宅の近くでは燃やさない、近所で洗濯物を干している時は燃やさない、隣近所に一声かける、迷惑がかかったらすぐに消火する等、周囲への配慮、周知徹底をお願いします。

4 問い合わせ

生活環境課環境対策係（庁舎本館1階） 電話：64-5896

地域猫活動について

1 地域猫活動とは

野良猫の増加、野良猫に起因した生活環境被害をなくすため、地域の皆様や動物愛護団体の協力のもと、野良猫に不妊去勢手術を施し、餌及びトイレを適正に管理することにより一代限りの生涯を全うさせる活動です。この活動に取り組むことにより、野良猫は徐々に減少し、糞尿被害などの生活環境被害の改善を目指します。

2 地域猫活動の具体的な内容

(1) 地域猫活動に協力いただける住民の方などから、**市が事前相談を受けます**。その際に、野良猫の状況等の聞き取りをします（必要に応じ、市や動物愛護団体が野良猫の捕獲等の協力をします）。

(2) **動物病院で不妊去勢手術をします**（手術費用は住民の方や動物愛護団体に負担をいただきますが、費用の一部を市が補助する制度があります）。 → 野良猫の増加を防ぎます。

(3) その他

無理のない範囲でご協力いただきたいこと

ア **餌の管理をします**（餌は決められた時間に、決められた場所で与え、食べ残しは片づけます）。 → お腹を空かせてごみなどをあさらなくなります。

イ **トイレの管理をします**（決められた場所にトイレを設置し、定期的に清掃します）。 → 庭や敷地内などへの糞尿被害の改善につながります。

3 市の補助について（令和3年1月から野良猫の不妊去勢手術の補助を開始しました。）

- ・補 助 額：不妊手術（メス）8, 0 0 0 円、去勢手術（オス）5, 0 0 0 円
- ・補助対象の猫：市内に生息している飼い主のいない猫
- ・補 助 対 象 者：市内に居住する個人または市内で活動する団体

※地域猫活動は地域で取り組む活動のため、ご理解とご協力をお願いします。

市報とうみ（2021年1月号27ページ）に掲載しています。

4 問い合わせ

生活環境課生活安全係（庁舎本館1階） 電話：64－5896

統計調査調査員の推薦について

令和３年度は、国が５年に１度実施する「経済センサス活動調査」という統計調査が実施されます。誠にお手数ですが、この事務に従事する調査員の推薦をお願いいたします。

統 計 調 査 名	経済センサス活動調査
実 施 主 体	総務省
調 査 周 期	５年に１回（前回は平成２８年）
調 査 員 推 薦 者	地区区長会長
推 薦 者 数 見 込	総数 16 人程度(地区ごと推薦者数は異なります。)
推 薦 時 期	令和３年３月頃(予定)
推 薦 方 法	長野県から市へ調査員割当数が示された後、市から推薦依頼文書をお送りします。
推 薦 基 準	・ 責任をもって調査事務を遂行できる方 ・ 警察官、選挙関係者（立候補予定者・運動員等）以外の方 ・ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
調 査 員 の 業 務	対象区域内の事業所への調査票の配布・回収など
調 査 活 動 期 間	令和３年５月～７月（調査基準日 6/1）
調 査 員 報 酬	調査員には国の基準に基づいて報酬が支払われます。 (金額未定)
そ の 他	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクや消毒液等を配布いたします。

※前回調査の調査員割り当ては田中地区 6 名、滋野地区 2 名、柵津地区 2 名、和地区 3 名、北御牧地区 3 名です。

問い合わせ

企画振興課広報統計係（庁舎本館 2 階）

電話： 6 4－5 8 0 6

FAX ： 6 3－5 4 3 1

チャレンジデー2021 参加のお願いについて

1 チャレンジデーとは……

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日の午前0時から午後9時までの間に15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を競い合う、カナダ発祥の住民参加型スポーツイベントです。世界の約1,000地域で取組みられ、日本でも119自治体のおよそ307万人が参加しています（2019年）。

東御市では、2014年からチャレンジデーに参加しています。

2 「15分の運動」といっても、通勤や買い物でもOKです。

からだを動かすことであれば、スポーツ・運動のジャンルは問いません。

ラジオ体操、ストレッチ運動、マレットゴルフやゲートボールのほか、通勤や買い物のために15分歩くことも運動に含まれます。

（チャレンジデーは「ずくだすポイント」対象事業です。）

3 5月の最終水曜日は、みなでご参加ください。

今年の開催日は**5月26日(水)**です。**7**回目の参加となります。個人はもとより、自治会や企業の皆さんのご参加をお願いします。

チャレンジデー当日は、各区においても公民館活動と協力するなど、区民の皆さんが参加できる催しを計画するなどご協力をお願いします（公民館事業の補助あり）。

4 区でこのような取り組みはいかがでしょうか。

取り組みの例としてご検討ください。

（例1）区内のゴミ拾いをしながらのウォーキング

（例2）いきいきサロンを開催して、参加の皆さんとストレッチ体操

（例3）区内の文化財・史跡めぐり学習会を兼ねたウォーキング

5 さて、今年の対戦相手は？

チャレンジデーは、ゲーム性を高めるために人口規模が近い自治体との対戦形式になっています。対戦相手の決定は3月中旬頃の予定です。

【過去の対戦成績】

年	東御市の成績と対戦結果	対戦相手の成績
2014年	12,841人（41.3%） 惜敗	茨城県行方市 17,373人（46.1%）
2015年	16,682人（53.9%） 勝利	奈良県広陵町 9,526人（27.4%）
2016年	17,382人（56.5%） 勝利	大分県豊後大野市 15,990人（42.1%）
2017年	18,806人（61.5%） 惜敗	島根県雲南市 24,837人（62.2%）
2018年	19,154人（63.0%） 勝利	茨城県常陸太田市 31,612人（59.7%）
2019年	18,261人（60.3%） 惜敗	青森県藤崎町 10,666人（70.4%）

※2020年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

6 問い合わせ

文化・スポーツ振興課 スポーツ係 電話：75-1455

空き家バンク（空き家等情報登録制度）について

1 空き家バンクとは

空き家バンクとは、「空き家を売りたい・貸したい人」と、「空き家を買いたい・借りたい人」をマッチングするシステムです。

空き家は、全国的に増加傾向にあり、当市においても同様の課題を抱えています。市へは、市外・県外の方から様々な移住相談を受けていますが、相談者の要望に沿う物件が少なく、マッチングが進んでいない状況です。また、平成 30 年度からは、空き地（宅地）の取り扱いも開始しました。

地域の活性化、防犯・防災等の空き家対策として、地域としても遊休不動産の利活用推進のご協力をお願いします。

2 空き家バンク利用の流れについて

空き家の所有者、空き家の利用希望者共に空き家バンクへの登録をお願いしています。申請書類、物件情報等については、東御市のホームページをご覧ください。地域づくり・移住定住支援室までご連絡ください。

URL：<http://akiya.city.tomi.nagano.jp/>

3 空き家の片付け事業補助金について

(1) 補助対象者

- ① 空き家バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した方
- ② 市税に未納がない方

(2) 補助対象経費

空き家の清掃及び家財道具等の処分運搬に要する経費とします。

(3) 補助金の額

- ① 補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、10 万円を限度とします。
- ② 補助金の交付は、同一の空き家について 1 回限りです。

※事業着工後には申請できませんので、必ず着工前に申請してください。

4 問い合わせ

地域づくり・移住定住支援室（中央公民館 2 階） 電話：7 1－6 7 9 0

(4)－ス

令和3年自治推進委員（区長等）へ依頼する業務等の年間予定表

この年間予定表は、自治推進委員のみなさん(区長会長及び区長)に依頼する主な業務等をお示しし、予めご承知をお願いするためのものです。

時期	業務内容	内容	区長会長	区長	担当課
毎月	配布物の依頼	配布		●	企画振興課
1月	消防出初式【10日】	案内	●		消防課
	「自治推進委員会」への出席【20日】	会議	●	●	地域づくり・移住定住支援室
	「消防防災班」の編成及び活動計画の提出依頼	取りまとめ		●	総務課
	「福祉運営委員」の選出	推薦		●	社会福祉協議会
	「防犯指導員」「環境推進委員」の推薦	推薦		●	生活環境課
	「保健補導員」の推薦	推薦		●	健康保健課
2月	ふれあい花いっぱい運動「花苗本数」の取りまとめ	取りまとめ		●	建設課
	公園等遊具の日常点検講習会	講習会		関係区	建設課
3月	統計調査調査員の推薦	推薦	●		企画振興課
	「河川モニター」の推薦	推薦		関係区	建設課
4月	「まちをきれいにする月間説明会」への出席【23日】	会議		●	生活環境課
	「区長期計画」の策定と取りまとめ	取りまとめ		●	地域づくり・移住定住支援室
	「緑の募金」の取りまとめ	取りまとめ		●	農林課
5月	「チャレンジデー」の参加【26日】	参加		●	文化・スポーツ振興課
6月	「雷電まつり」参加者の取りまとめ	取りまとめ		●	商工観光課
	人権啓発学習会	学習会		北御牧地区（一部）	人権同和政策課
	「区長期計画ヒアリング」への出席	連絡調整		●	地域づくり・移住定住支援室
	市ポンプ操法、ラッパ吹奏大会【6日】	案内		●	消防課
7月	「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出（第1回）	調査		●	生活環境課
	「市防災訓練打合せ会議」への出席	会議	●		総務課
	「市防災訓練説明会」への出席【20日】	会議		●	総務課
	「まちづくり懇談会」への出席（意見のとりまとめ）	集会	●	●	地域づくり・移住定住支援室
	「社協会費」の取りまとめ	取りまとめ		●	社会福祉協議会
	人権啓発学習会	学習会		田中区	人権同和政策課
8月	「雷電まつり」への参加【7日予定】	参加		該当区	商工観光課
9月	「市防災訓練」への参加【5日】	参加		●	総務課
10月	東御の日記念式典【3日】	案内		●	総務課
	男女共同参画まちづくり地区懇談会	案内		北御牧・田中地区	人権同和政策課
	「赤い羽根共同募金」の取りまとめ	取りまとめ		●	社会福祉協議会
	「桜苗木等の緑化木配布希望」の取りまとめ	取りまとめ		●	農林課
	人権啓発学習会	学習会		祢津地区	人権同和政策課
	「区内一斉清掃活動実施報告書」の提出（第2回）	調査		●	生活環境課
	「アレチウリ駆除実施報告書」の提出	調査		●	生活環境課
11月	「自治推進委員会」への出席【26日】	会議		●	地域づくり・移住定住支援室
12月	人権尊重のまちづくり市民のつどい【4日】	案内		●	人権同和政策課
選挙時	「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦	推薦		●	選挙管理委員会
随時	区境の調整業務	立ち合い		●	地域づくり・移住定住支援室
	工事等に伴う説明会、用地交渉及び現場立ち会い	連絡調整		●	建設課
	消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整	連絡調整		該当区	消防課
	条例に基づく開発事業届出に対する事業計画確認及び同意	連絡調整		該当区	生活環境課